

下関市工事情報共有システム運用ガイドライン（試行）

当ガイドラインは、下関市が所管する土木工事におけるASP方式の工事情報共有システム（以下、「システム」という。）の運用（試行）事項を定めたものである。

（目的）

システムの活用による受発注者または発注機関組織内のコミュニケーションの円滑化や、公共事業における生産性向上を目的とする。

（使用システム）

システムは、工事受注者が選定し、発注者の承諾を得て決定する。なお、下関市のインターネット作業環境である以下の（1）および（2）においても動作が保障されることを原則とする。

- （1） OS : L i n u x
- （2） ブラウザ : F i r e F o x

（システムの機能要件等）

- （1） 国土交通省が定めた情報共有システム提供者機能要件 Rev4.0 に対応していること。
- （2） システム提供方法は、ASP方式とする。
- （3） システム使用に際して、システム利用者側に特別な補助プログラムが不要であること。
- （4） システム（サーバ等を含む）の不具合によりデータが消失等した場合は、システム提供者の責任において復元すること。

（工事帳票の様式）

システムで使用する工事帳票（主として「工事打合せ簿」、「工事履行報告書」、「段階確認書」）の様式は、山口県が定める土木工事共通仕様書様式であることを原則とする。

【参考】土木工事共通仕様書様式：

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/cals_ec/youshiki.html

（システム利用料）

システム利用に係る費用（登録料および使用料）は共通仮設費率分に含まれる。

（利用者へのサポート体制）

システムの円滑な運用のため、システム提供者は、受発注者（利用者）からの操作等に関する問合せに対して、電話や電子メール等により対応できるサポート体制を確保するものとする。
また、システム利用者からの要請に応じて、操作説明を適宜実施するものとする。

（工事成果品）

受注者は、システムで收受された工事帳票（添付資料を含む）については、「下関市電子納品ガイドライン（令和3年4月 下関市）」に基づき電子納品することを原則とする。

受発注者間の合意により、紙で收受された工事帳票がある場合は、紙での納品を可能とする。なお、電子と紙での2重納品は原則行わないこととする。

(情報セキュリティ対策)

システム提供者は、システムの管理・運用にあたって、不正アクセスへの対応やコンピュータウイルス対策などの技術的対策、サーバ設置環境などの物理的対策、企業や組織としてのセキュリティ対応など、情報セキュリティ対策を十分に講じること。

(個人情報の取扱い)

システム提供者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたは毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

また、システム登録されたデータについて知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(適用年月日)

令和 3 年 4 月 1 日以降適用する